三十　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五八の項を次のように改める。

五八	削除

第一項の表六九の項及び七〇の項を次のように改める。

六九	削除
七〇	削除

第一項の表七五の項及び七六の項を次のように改める。

七五	削除
七六	削除

第一項の表七九の項及び八〇の項を次のように改める。

七九	削除
八〇	削除

第一項の表八四の項から八七の項までを次のように改める。

八四	削除
八五	削除
八六	削除
八七	削除

第一項の表九〇の項を次のように改める。

九〇	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

九六	削除

第一項の表一二三の項及び一二四の項を次のように改める。

一二三	削除
一二四	削除

第一項の表一二六の項を次のように改める。

一二六	削除

第一項の表一三三の項を次のように改める。

一三三	削除

第一項の表一三七の項を次のように改める。

一三七	削除

第一項の表一四四の項を次のように改める。

一四四	削除

第一項の表一四六の項を次のように改める。

一四六	削除

第一項の表一四九の項及び一五〇の項を次のように改める。

一四九	削除
一五〇	削除

第一項の表一六〇の項を次のように改める。

一六〇	削除

第一項の表一六六の項を次のように改める。

一六六	削除

第一項の表一六九の項を次のように改める。

一六九	削除

第一項の表一七二の項を次のように改める。

一七二	削除

第一項の表一八七の項を次のように改める。

一八七	削除

第一項の表一九〇の項を次のように改める。

一九〇	削除

第一項の表一九二の項を次のように改める。

一九二	削除

第一項の表二一一の項を次のように改める。

二一一	削除

第一項の表二一六の項を次のように改める。

二一六	削除

第一項の表二六一の項を次のように改める。

二六一	削除

第一項の表二六五の項及び二六六の項を次のように改める。

二六五	削除
二六六	削除